

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 18 日

新潟市長様

提出者

住所 新潟県新潟市東区平和町14番地

氏名 株式会社木戸生コン

代表取締役社長 徳本 成仁

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-271-5151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社木戸生コン 本社工場
事業場の所在地	新潟市東区平和町14番地
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	E 32																
② 事業の規模	生コン出荷量 18,000 m ³																
③ 従業員数	12人 (内 3人アルバイト)																
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>コンクリートくず</td><td>置き場 (硬化)</td><td>→ 自社ダンプ (搬送)</td><td>→ 藤和興産㈱ (破砕)</td></tr><tr><td></td><td>置き場 (硬化)</td><td>→ 自社ダンプ (搬送)</td><td>→ 石井建材 (破砕)</td></tr><tr><td></td><td>置き場 (硬化)</td><td>→ 自社ダンプ (搬送)</td><td>→ 小山セメント工業所㈱ (破砕)</td></tr><tr><td>がれき類</td><td>置き場 (硬化)</td><td>→ 自社ダンプ (搬送)</td><td>→ 青木産業㈱ (破砕)</td></tr></table>	コンクリートくず	置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 藤和興産㈱ (破砕)		置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 石井建材 (破砕)		置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 小山セメント工業所㈱ (破砕)	がれき類	置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 青木産業㈱ (破砕)
コンクリートくず	置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 藤和興産㈱ (破砕)														
	置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 石井建材 (破砕)														
	置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 小山セメント工業所㈱ (破砕)														
がれき類	置き場 (硬化)	→ 自社ダンプ (搬送)	→ 青木産業㈱ (破砕)														

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状		【前年度 (R5 年度) 実績】									
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	がれき類									
排出量	1,068.00 t	1,138.00 t									
産業廃棄物の種類											
排出量											
(これまでに実施した取組)											
コンクリートくず	現場と連絡調整を綿密にして、戻りコンや砂・砂利の残を減少させる。										
がれき類	同上										
② 計画		【目標】									
産業廃棄物の種類	コンクリートくず	がれき類									
排出量	800.00 t	1,000.00 t									
産業廃棄物の種類											
排出量											
(今後実施する予定の計画)											
コンクリートくず	現場と連絡調整を綿密にして、余分な出荷や現場からの戻りコンを減少させる。										
がれき類	同上										

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)									
種類	コンクリートくず・がれき類										
取組	砂、砂利、スラッジなどをコンクリートくずにして、現場からの戻りコンをがれき類にして処分する。										
② 計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)									
種類	コンクリートくず・がれき類										
取組	砂、砂利、スラッジなどをコンクリートくずにして、現場からの戻りコンをがれき類にして処分する。										

A 総則	分類記号	A-7
環境保全	頁	3

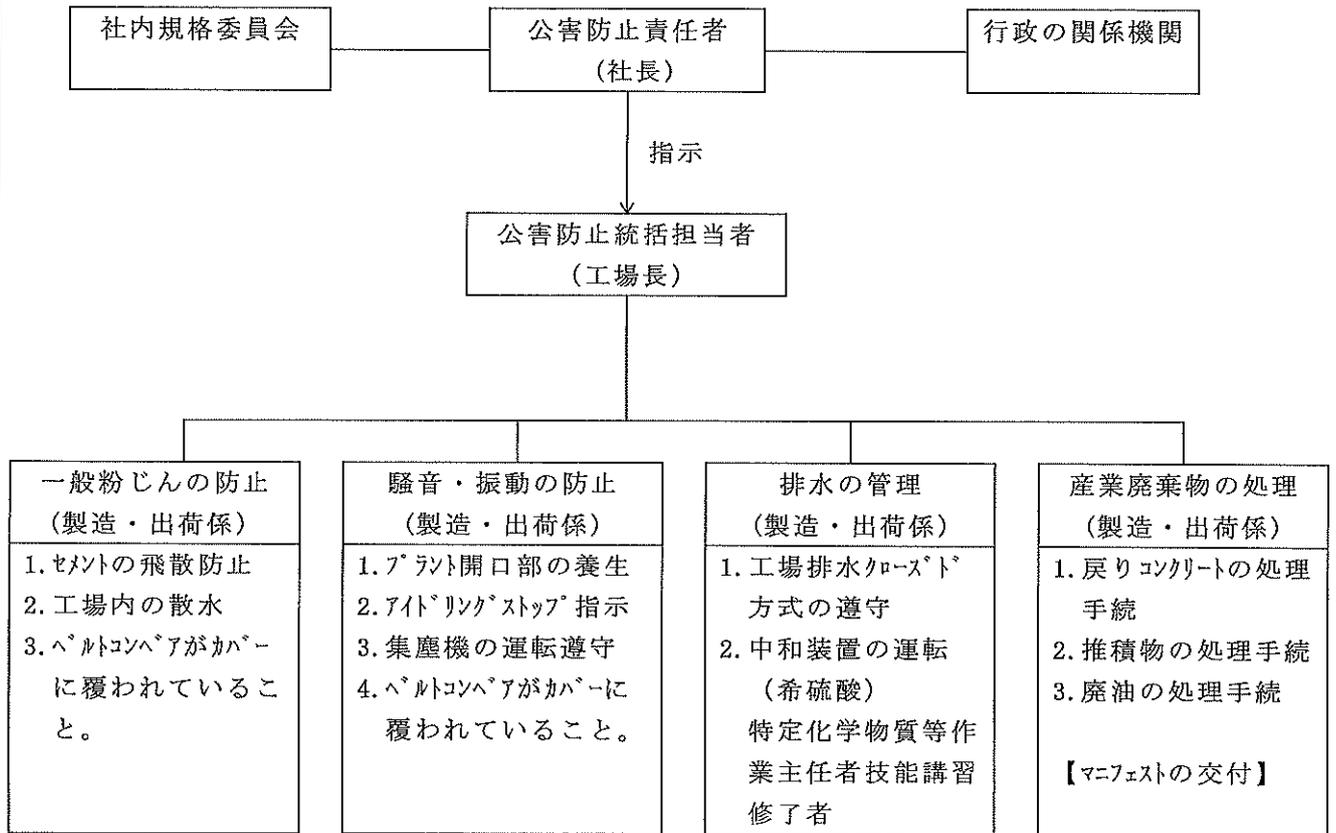


図-1 環境保全実施系統図

※ 新潟市における、当工場所在地は、騒音・振動規制法による区域には、該当しない。
 参考として、第4種区域の規制基準は、昼間：朝8時から夜8時で70dB、夕：夜8時から夜10時で65dB、夜間：夜10時から翌朝6時で60dB、朝：朝6時から朝8時で65dB。

制定	平成12年 8月 4日	改訂	平成29年 7月 26日
実施	平成12年 8月 1日	実施	平成29年 8月 1日